

# 令和6年度緑の募金公募事業 募集要領

緑の募金を活用した、ボランティア団体等による森林の整備事業及び緑化の推進事業について、次に定める事項に基づき募集します。

「緑の募金公募事業」については、「緑の募金公募事業交付金交付要綱」に規定するもののほか、この募集要領の定めに従ってください。

## 1 申請者の条件

次の要件を備えた東京都内の団体、法人、グループ等とします。

- (1) 明確に「緑化」を目的とし、政治や宗教的宣伝又は営利活動を目的としないこと。
- (2) 申請した事業を自主的に、組織的な活動をもって完遂することができること。
- (3) 交付金の使途に係る条件順守が確実であること。
- (4) 規約、会員名簿等を備え、活動実績又は活動計画があること。
- (5) 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第4号に規定する暴力団関係者でない者、東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号）別表1号に該当するとして（構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。）、要綱に基づく排除措置期間中でない者。

※東京都暴力団排除条例

[http://www.reiki.metro.tokyo.jp/reiki/reiki\\_honbun/g101RG00004199.html](http://www.reiki.metro.tokyo.jp/reiki/reiki_honbun/g101RG00004199.html)

※東京都契約関係暴力団等対策措置要綱

[https://www.e-procurement.metro.tokyo.jp/documents/pdf20201113142701\\_1.pdf](https://www.e-procurement.metro.tokyo.jp/documents/pdf20201113142701_1.pdf)

## 2 募集対象事業

東京都内で行う森林の整備事業及び緑化の推進事業で、次のいずれかに該当する事業とします。

但し、同一の事業で他の機関から助成金等を受けているもの、あるいは受ける予定にある事業に関しては、原則交付の対象となりません。また、同一区域での他の助成事業等と重複申請していると認められる場合は、採択しない場合があります。

- (1) 林業体験教室、森林環境教育などの普及啓発事業
- (2) 森林活動に係る人材育成（指導者の養成研修、講習受講など）
- (3) 区市町村や団体の森林、学校林などの造成や保育管理事業
- (4) 森林整備・緑化活動（植栽、下草刈り、間伐、林道整備、保全保護等）
- (5) その他、上記に準ずる森林の整備、緑化の推進、または木育等を目的とする事業、イベント等

## 3 対象経費

苗木代、保険料、保護具代、機械器具代、通信費、消耗品費、指導者謝礼、PR経費、事務費、その他必要と認められる経費に限ります。

- ※ 団体の通常の運営に要する経費、定期的に発行する機関誌等に要する経費、関係者（会員、OB・OG等）への謝礼、次年度以降にかかる準備用品、その他対象事業に直接必要と認められない経費等は、対象となりません。
  - ※ 機械器具の購入に係る1台あたりの対象経費は、チェーンソーは5万円、刈払機は3万5千円を上限とし、それぞれ2台までとします。その他、3万円を超える機械器具の購入に係る対象経費は、3万円を上限とします。
- 4 交付限度額 (1) 初めて交付を受ける場合は、1事業20万円を上限とします。  
(2) 上記(1)以外の場合は、15万円を上限とします。  
(3) 千円未満は切り捨てとします。
- 5 応募方法 「緑の募金公募事業申請書」(様式1、1の2、1の3)を電子メールで提出してください。様式は、当委員会ホームページに掲載しています。  
※ 郵便で提出される場合は、押印が必要です。
- 6 募集期間  
令和5年10月16日(月)から令和6年1月12日(金)(必着)までとします。  
なお、交付決定の通知は令和6年3月末日までに申請者に通知します。
- 7 事業実施期間  
令和6年4月1日から令和7年2月28日までに完了する事業。  
(概算払請求は令和7年1月31日(金)まで)
- 8 事業の実施に係る留意事項
- (1) 採択に際しては、新規事業、新規応募団体を優先します。
  - (2) 事業の実施に当たっては、申請者の無償の労力提供を原則としています。
  - (3) 事業地は、申請者の所有する土地、公共用地及び地権者との貸借関係が明確な借地等とします。
  - (4) 事業内容を変更する場合は、必ず事前に当委員会へ相談してください。
  - (5) 事業完了後は、実績報告書を速やかに提出してください。なお、添付する支出が証明できる証拠証票(写)は以下のとおりです。(日付、金額、実施する団体の宛名、発行者名、領収書(印が必要)。レシートでも可(印不要)。)
  - (6) 交付金に係る収入、支出を明らかにした帳簿、証拠書類を5年間保管してください。
  - (7) 事業実施に当たっては、「緑の募金事業」PRに努め、緑の募金活動も実施してください。
  - (8) 事業完了後、当財団のHPに掲載することがあります。現場写真の提出を求める場合がありますので、その際にご提出のほどよろしくお願いいたします。
- 9 応募先 〒190-0013 東京都立川市富士見町3-8-1  
(公財)東京都農林水産振興財団内 東京緑化推進委員会 担当：村野、米村  
【電話】042-528-0644 【e-mail】bokin@tdfaff.com

